

部活動に係る活動方針

京都府立大江高等学校

1 目的

部活動の意義を踏まえるとともに、練習時間や休養日等の設定を明確にすることにより、部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的とし「部活動に係る活動指針」を策定する。

2 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

3 設置部活動

- (1) 体育系 硬式野球部、陸上競技部、バスケットボール部、ソフトテニス部、弓道部
卓球部、サッカー部、バドミントン部
- (2) 文化系 美術部、ブラスバンド部、家庭科部、写真部、情報デザイン部
ボランティア部、情報部、茶道部、ダンス同好会

4 入退部

- (1) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

5 活動計画

- (1) 「年間活動計画」については、年度当初に校長に提出し、許可を受けること。
- (2) 「月間活動計画」については、毎月校長に提出し、許可を受けること。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、「対外活動許可願」を校長に提出し、許可を受けること。

6 活動時間

- (1) 長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。
なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- (2) 定期考査に係る活動について、考査一週間前から、考査終了までの部活動は禁止とする。

7 休養日

週当たり1日以上設定すること。
※月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

8 部等の新設改廃

部等の新設改廃についての規定は別途定める。